

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期 日 平成 27 年 9 月 7 日 (月) 開会 9 時 30 分
閉会 11 時 32 分
2. 場 所 第 1 委員会室
3. 付議事件
- ①マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国への意見書提出を
求める陳情 (平成 27 陳情第 6 号)
 - ②二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関
する条例の制定について (町長提出議案第 41 号)
 - ③二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例 (町長提出議案第 44 号)
4. 出席者 桑原委員長、善波副委員長、杉崎委員、柳川委員、一石委員、二見委員、
添田議長
- 執行者側 ①政策部長、企画政策課長、特定課題担当副主幹
②町長、副町長、政策部長、企画政策課長、
特定課題担当副主幹
③町長、副町長、総務部長、総務課長、庶務人事班長
- 傍聴議員 6 名
- 一般傍聴者 1 名

5. 経 過

①マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国への意見書提出を求める陳情 (平成 27 年陳情第 6 号)

委員長 それでは初日の本会議で付託された案件について審査する。マイナンバー制度実施の中止または延期を求める国への意見書提出を求める陳情(平成 27 年陳情第 6 号)を議題とする。
お諮りする。本陳情について、議会基本条例第 15 条の規程により、陳情者の意見と聞くこととするが、ご異議はないか。

(異議なしとの声あり)

委員長 ご異議なしと認める。本陳情について神奈川県保険医協会、知念氏がご出席されている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨を説明いただく。

<趣旨説明>

(趣旨説明：神奈川県保険医協会 知念氏)

我々、神奈川県保険医協会は、神奈川県内の開業保険医、医師、歯科医師約 6,000 名超で組織されている団体である。公的社会保障、国民皆保険を維持・発展させていこうとすることが会の設立趣旨である。医療団体であるので、今回の陳情に関し、日本の医療制度に影響は与えないだろうかと。むしろ医療費抑制、医療の産業化が進むのではないかという懸念があり、反対をしてきた。なるべく医療格差などが生じるような制度にならないよう、そういったインフラになる恐れのあるマイナンバーについては反対と意を述べてきた。本来であればそれをお話させていただければと思ったが、マイナンバーに関しては、より手前の部分個人情報流出や漏えい、プライバシー権を脅かすということが一番大きな問題として多分にあると。このような所からも制度の実施を中止、または延期をすべきではないのかとして考えるので、その点を話させていただく。

先週、9月3日衆議院での本会議において、マイナンバーの改訂法案が可決、成立した。こちらに関しては、利用範囲の拡大法案ということで、社会保障、税、災害の3分野に関してということであったが、預金口座、特定検診情報、予防接種履歴も加わるとのこと。実施もまだされていないのに、利用範囲が拡大されることに対し、法の附則で施行後3年を目途にということ検討していくというもの、今後の附則に反故するという中身に関し、我々は一貫して勇み足ではないかということで反対をしてきた。ただ、改訂法案の採決に当たっては、6月に発覚した年金機構の情報漏えい流出を受け、審議が長いこと中断していたが年金情報の紐付けに関しては、1年程度延期をするという修正案を追加し、採決した。正直我々としては、年金機構の情報漏えいというのは、年金機構の問題ではなく、これを受け、情報というものはIT社会でネットワークを使用し管理している以上、こういった形でも漏えいする危険性が非常に高いということ。今回の衆院本会議での修正案の採決に関しては、情報漏えいしたのは年金機構のせいだということで、年金機構の問題に矮小化した問題であり、根本的な国民が不安に思っている情報漏えい不安の解決にはなっていないものに関して。国民不安について資料を配付しているが、やはりマイナンバーに対しての制度周知が広まっていないということ、サイバー攻撃に対する不安が8、9割という資料などが入っている。マイナンバーにより個人情報が漏えいしてしまうのではないかという不安は未だに国民の中で払しょくされていない。年金機構の問題であるが、調査報告が出て、翌日の8月21日に第三者の検証委員会が報告書を提出している。この報告書は細部に渡り、発生の経緯から改善案まで示されているが、この中で今回あった標的型サイバー攻撃の防止策として、人的、技術的に非常に多岐に渡る防止策が提言されている。確かに細かい内容ではあるが、この内容は正直に言って大きな規模の事業者でない実践は難しいのではないかと考えている。マイナンバーに関して、我々が特に問題があると思っているところは、基本的にマイナンバーの利用事務というのは自治体や健康保険の保険者と言うことになるが、一般の多くの従業員を雇用している多くの事業所はマイナンバーを収集、管理をするという新たな義務が発生する。これは特定個人情報関連事務実施者ということになるが、マイナンバーは多くの事業者が取り扱うべきものになる。社会保障や税に関する各種の個人

情報を紐付けする鍵となるので、これが一旦漏えいした場合、悪用の危険性が多岐にわたる。マイナンバーが今後拡大していき、色々な情報を紐付ける。9月3日の拡大案では、新たに3分野の利用範囲の拡大と言うことになっている。国としては2017年、2018年も様々な情報を紐付けるということにしている。このようにマイナンバーの守備範囲が広がると、情報の価値、マイナンバーの価値というのは今回のサイバー攻撃を受けた年金情報の比ではないということになる。また更に多くの事業者が取り扱うということであるので、情報漏えい、流出といった事件が多発的に起きるといった可能性もある。従業員が10名以下等の小規模事業者が年金機構もしくはそれ以上の情報漏えい対策をすることができるかという、ほぼ不可能なのではないかと思う。そういった意味ではマイナンバーによる社会的パニックというのが起こる危険性が多分にあると思う。それが起こった場合、その事業者が漏えいして、その事業者と漏れてしまった2者の間で済むかと言われると、そうではないと予想できる。二宮町にとっても町内の事業所、町民の方々の情報が漏れた場合、その方のマイナンバー、個人番号カードの再発行の手続が起きる。それが起きることにより、人的にも税金の部分でも更なる負担がかかってしまう。やはり、マイナンバーが漏えいすることで個人情報の漏えいがあると。これはプライバシー権を大きく侵害する問題にもある。こういった危険性に関し、国民の不安が払しょくされていないという話はさせていただいたが、やはり制度をもう一度しっかりと見直し、最善の漏えい、流出対策や、国民、町民に対しての制度説明、理解は必要と思う。10月から番号通知し、来年1月から運用開始という短い期間で拙速に制度のスタートをするのはあまりにも危険としか言いようがない。そのためには、もう一度見直しが必要ということで、保険医協会としては制度そのものに危険性があるので、中止を求めているが、少なくとも、自治体には実施延期を求める声を国に届けていただければと思っている。よろしくお願いします。

＜陳情者に対する質疑＞

二見 言われていることは分かるが、陳情書見てふと思った。町でも準備段階に入っている。もっと早く陳情書を出せばよかったと思うが、それはどうなのか。

知念氏 確かに、もう少し早くというご意見も各地でいただく。ただ我々はこのタイミングを狙ってこの陳情書を提出した。なぜかと言うと、今年の1月、2月の段階で国民の周知率が2割程度しかなかったということで、これを出したとしても、なかなか議会の中では審議ができるかもしれないが、これが社会的に国民、町民の方々に注目をされるかというとなかなか難しい。今、マイナンバーを通知される1か月前になるので、ここに来てマイナンバーの制度、どういったものなのかというものがようやく少しずつ国民、町民の方々に気づかれるようになってきた。つまり、社会的にマイナンバーの問題に関し、意識が働き、考える機会というものができる時期になってきた。そのタイミングを狙いこの陳情書を出させていただいた。

議長

この制度は単純な制度で、単に個人に番号を付けるという制度である。それにより、個人情報全部集約されるというものである。おっしゃられているのはマイナンバー制度そのものに異議があるのか、または制度の問題点があるので、それを解決した後にそういうものに資するというをおっしゃっているのか。もし問題点があるのであれば、どのような問題点で、どのように解決できると考えているのか。

知念氏

神奈川県保険医協会の立場としては、マイナンバー制度そのものが問題として、中止、なくしてほしいということを求めている。ただし先ほどもお話があった、制度自体は法律が成立し、施行を目前としている。実際に、少なくとも延期というのは、延期をして、国民がマイナンバー制度を本当に必要としているのか議論する、国民にしっかりと理解をしてもらい議論をする時間というものが必要であろうと。特に今回の年金の情報流出という大きな問題を受け、国民不安は広がっている、その不安に対し、解決をする。その不安を越える制度のメリットがあるのかどうかということも含め、しっかりと国民議論を付す必要があるだろうと。少なくとも延期の時間を設けてほしいという趣旨で出している。神奈川県保険医協会としては、制度そのものがはらむ問題点は非常に多いと思うので廃止を求めているという立場である。

議長

もう1つ、医療関係でマイナンバー制度の不都合のみを述べられているが、逆に将来的なメリットというものはあるのか。

知念氏

政府が医療の分野でマイナンバーをどうしても活用したいという意思は、国会での資料等を見てとれる。それは医療情報を一元化し、個人が自己の医療情報を常に管理できるような状態にしておくということ。医療情報が、ネットワークを通じて全ての医療、福祉関係の事業所と連携をするということ。さらに一元化した医療情報を国の政策のような形で活用するという3つ、国の言うメリットとなっている。ただ、医療情報というのが、個人に対して全く開示をしていないかということ、現行制度でも開示請求さえすればカルテの開示はするし、レセプトの開示もできる。個人が自分の医療情報を自分がかかっている医療機関に申請すればできるので、現行でもできる内容ではある。情報連携ということに関しても、少しずつ地域包括ケアという構想ができていくので、県内でも色々な地域で情報連携というものは医療機関、介護機関がやり始めている。それに関してはマイナンバーを使用しなくても別の形で情報連携をしているということになる。国の言っているマイナンバーを使用すると、このようなことができるというメリットは、マイナンバーがなくてもできる状況になっている。マイナンバーを付けてしまうと、医療に関してだけではなく、社会保障、税に関してなどあらゆる情報の鍵になる。医療機関から漏れたとか、情報連携のシステムから漏れてしまったという場合、医療情報が漏れるととんでもないことになるが、それ以上に税、社会保障、資産等の情報が紐付けされて漏れてしまう可能性があるということ。同じ番号を他分野で使用する危険性があるので反対をしている。

杉崎

デメリットを様々挙げているが、他の協会、団体も陳情を上げてくる

と思うが、県に関しては神奈川県保険医協会のみである。それはどうか。

知念氏

神奈川県保険医協会だけではなく、各都道府県にあり、全国で 51 の協会ある。その 51 の協会は陳情していないが、団体として反対、中止を求めるといった意見書であったり、要請項目であったりを国に対して出していたりする。

それと、今日配布した資料の 6、7 ページであるが、これは日本弁護士連合会が、マイナンバー制度が成立した時点で反対する会長声明を出しているのが 6 ページ、7 ページは今回の拡大法案が出された時に反対をする会長声明が出されている

また、自治体でということになると 8 ページ。愛知県豊明市議会にて、国に対して慎重に対応することを求める意見書を提出している。

9、10 ページに関しては京都府長岡京市議会が 6 月議会にて、反対をする意見書を提出している。また、弁護士の団体で言うと大阪の弁護士会、福岡の弁護士会が反対の声明を出している。私の把握している限りでは、大きくはこの辺りである。その他、記者関係の方が有志で出していたり、100 名を超える自治体の議員、元議員の有志の方々が反対をする声明を出していたりということを知り及んでいる。

杉崎

声明を出したと、法人も大変なお金がかかるということで、法人会などが陳情を出しても不思議ではないが、なぜ出ないのか。

知念氏

私が把握しているのは全商連が出していたり、署名等をしているようである。後は、自治労連なども反対の意見を出していたりということもある。少なくとも事業所、事業体、事業者がどこも反対の声を出していないとか、陳情、請願をしていないかということ、そうではないようである。ただ、そちらの動きは詳細までは把握していない。

一石

情報漏えいについてはたいへん危険があると思っているが、今回この陳情が保険医協会から出たということで、先ほどおっしゃった医療の産業化、健康格差について教えてほしい。

知念氏

マイナンバーについては公的医療の分野についても今後紐付けが進むということで、基本的には今のところ保険料の出入り、お金の出入り部分の情報になるわけであるが、医療情報についても少しずつ特定検診という、その人の健康に関する情報が紐付いてくる。我々が懸念しているのは、先ほどもいった公的医療給付の抑制、産業化といったことになる。2000 年代初頭、小泉構造改革の時代に、経済財政諮問会議というものが首相の下にできたわけであるが、その中で社会保障個人会計制度というものが提唱されていた。大雑把に言うと、社会保障個人会計制度とは一個人が、保険料であったり、税金で支払った部分に関しては公的医療社会保障制度で給付はするが、それをはみ出た部分に関しては、自分で賄いなさいという仕組みである。そうすると、公的な医療給付の範囲というのは、個人が支払った部分にしか給付されないということになり、医療費に関しては抑制されていく。はみ出た部分に関しては、基本的には民間保険がそこを補うものとして参入するということになる。

我々が究極的に怖いと思っているのは、そうした公的保険と民間保険がセットになっている状態が、国民がそれぞれ両方に入るという状態が常態化し、当たり前になることが怖い。そうなるとどんどん公的医療の給付に関しては縮小化される。どんどん自費部分、民間保険が補う部分が広がっていくということになる。そうなると、公的医療で今のところはほとんど多くの病気が治っているわけであるが、公的医療では治らない病気も出てくると。民間保険が台頭して、その部分で補わなければいけない。そうなると、お金のある、なしで健康格差であったり、受けられる医療の格差ができてしまう。そうなると、この国民皆保険というものが形骸化していくと、その部分は怖い。いつでも、どこでも、誰もが安心して医療を受けられるというのが日本の国民皆保険の素晴らしい仕組みであるので、それを守っていかなくてはならないというのが我々の主張である。

<執行者側への参考質疑>

二見

年金情報の流出問題もあり、一番心配しているのは個人情報の漏えい、流出だと思うが、その辺りのセキュリティはどのようにするのか。また、特定個人情報保護評価書というものがあるが、それについて教えてほしい。

また、現在のマイナンバー制度は10月からということで準備を進めているわけだが、町はどのあたりまで準備を進めているか。

これから番号を家庭に郵送するわけである。その郵送費は国からくると思うが、まず町で補正を組んでやっていくと、その辺りも教えてほしい。

特定課題担当副主幹

セキュリティの面であるが、インターネットがつながっている回線システムと、住基がつながっているシステムがどうなっているかである。当町はこの2つは分離して管理をしているので、世間で騒がれているような情報漏えいにつながる部分はないと考えている。

個人情報保護評価書について、町がこれから個人番号を扱っていくわけであるが、どのように管理を行っていくかというのを表明と宣誓をしていくものであり、インターネット等で公示をしているところである。

続いて10月5日の準備がどうかということであるが、こちらは国でスケジュールの管理をしており、そのマニュアルに沿った形で順調に行われているところである。

最後に通知の郵送費である。補正で持たせていただいているが、全て国からの補助金で賄うことになっている。

二見

そうすると、特定個人情報保護評価書というものは、できあがったら町民にオープンで出すのか。

それとマイナンバー制度の準備の段階であるが、国からスケジュールが来ていると。現在町でもっと具体的な話はできないか。どのあたりまで準備するのかなど。

また、郵送費について補正を組んだ中で、どのあたりが郵送費になるのか。

特定課題担当副主幹

まず、個人情報保護評価書について、既に当町でも作成をしており、公表についてはホームページで既に行っている。

準備についての新着情報であるが、7月から個人番号について仮付番という作業をしている。そこで付番が上手くいかなかった方に対して、一件一件上手く付番ができるようにする作業をしている。今新聞などでも出ているが、マイナンバーの通知カードについて、今住民票のある所在地について送られるということで、住民票と居所が違う方についてどのように送るかということで、新たな措置が行われており、町でも居所に送付ができるように申請の受付を行っているところである。

郵送費であるが、地方公共団体情報システム機構というところがあり、こちらの方が通知カードを作成しており、町からの送付先情報を得て、簡易書留で送られるとなっている。その郵送料が計上されている。これが交付金の補助内容である。

企画政策課長

実際に通知カードが10月5日以降に届くわけであるが、これは直接町から届くわけではなく、先ほどの地方公共団体情報システム機構から送られるので、通信運搬費ではなく、補正予算書でいくと19-50、事務委託交付金と、これが機構に支払う交付金である。この中に含まれている。そして、これは国庫から来ているということ。

一石

ずいぶん時間がかかり、色々な問題が明らかになったと思うが、セキュリティーで進化してきたことはあるのか。対応や、手厚くなった所など。

企画政策課長

二宮町では年金機構の情報漏えいが起きる以前から基幹系、住基を扱う端末と、インターネットを使用する端末を物理的に切り離している。例えば課長級の机を見ていただくと、2つ端末があると思うが、あれは物理的に離れている。それを1つにできないかという議論も年金機構の事件の前ではあった。しかし、あの問題が起きてから総務省ではそれを物理的に切り分けるようにという指示も来ており、今後の流れとしてはそのようになっていくと思う。特に進化したということはないが、現行通りで問題ないということである。可能性ということであれば、指紋認証や生体認証の導入ということが今後進んでいくのではないかと思う。

議長

先ほど、陳情者からも答弁があったが、公的医療給付費の抑制につながる。保険医療の範囲内、個人の民間保険の範囲が広がる危険性があるとおっしゃっていたが、1つの町で考えている公的医療給付費の抑制につながるということについては、町はどのようにメカニズム、その他を考えているのか。

企画政策課長

その点について、現在我々が検討しているものはない。公的医療にマイナンバーを使用して、医療費を抑制することの検討はしていない。

杉崎

この陳情を採択したら、次の議案第41号はどうか。我々は反対

しなくてはいけない立場に追いやられる。条例は明後日、陳情は最終日に議決する。

政策部長 条例だけではなく、既に予算でも町村情報システム協同事業組合負担金を支払っている。それが全てご破算になってしまう状況である。

杉崎 そのあたりをよく検討して、結論を出すことにしたい。

休憩 10時09分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員、露木議員、根岸議員)

再開 10時30分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは陳情第6号を採決する。陳情第6号を不採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって陳情第6号は不採択と決定する。以上で陳情第6号の審査を終了する。

②二宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の制定について(町長提出議案第41号)

<補足説明>

政策部長 先般の本会議でも概要を説明したとおり、この条例は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法)、第9条第2項に基づいて、二宮町における独自利用について定めるものである。

企画政策課長 それでは、1ページ目。まず、第1条、条例制定の趣旨だが、先ほど部長から説明したとおり、番号法第9条第2項に基づき、個人番号の利用に関し必要な事項を定め、条例委任された事項を定めるために制定する。

次に、第2条、用語の定義だが、第1号の個人番号とは、番号法第2条第5項に規定されているとおり、住民票コードを変換して得られる番号をいう。

第2号の特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定されているとおり、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

第3号の個人番号利用事務者とは、番号法第2条第12項に規定されているとおり、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部または一部の委託を受けた者をいう。

第4号の情報提供ネットワークシステムとは、番号法第2条第14項に規定されているとおり、各行政機関などが使用するシステムを相互に接続し、暗号その他、内容を容易に復元することができない通信の方法を用いて特定個人情報の提供を管理するための電子情報処理組織で、総務大臣が設置・管理するものをいう。

続いて第3条には、番号法第5条に定められている地方公共団体の責務について規定している。

第4条が、二宮町の独自利用について定めた部分である。第1項では、まず「別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務」として、3ページの別表第1のとおり、番号法別表第1に規定されていない、「小児医療費の助成事務」と「ひとり親家庭等の医療費助成事務」を二宮町の独自利用事務とすることを定めている。

続いて、「別表第2の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第3項の規定により番号法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務」として、同一執行機関における複数の事務の間で町が保有する特定個人情報を庁内連携により利用する事務を定めている。

まず、4ページ・5ページ別表第2の中欄で、町の独自利用事務として定める2つの医療費の助成に関する事務と、県が独自利用事務として定める在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であることを定めるとともに、番号法別表第2に掲げられている特定個人情報の提供が庁内連携に相当する事務であることを定めている。ここまでは、どのような事務について個人番号を使用するかを定めている。

続いて、第4条第2項では、町が、4ページ・5ページの別表第2の中欄に記載している事務において、右欄に掲げる特定個人情報を利用することができる旨を定めるものだが、ただし書きのとおり、番号法の規定により、情報ネットワークシステムを使用して、他の団体から特定個人情報の提供を受けることができる場合は、利用できない旨を定めている。

2ページ、第4条第3項では、町が番号法別表第2の第2欄に掲げる事務において、町が保有する特定個人情報であって、第4欄に掲げる特定個人情報を利用することができる旨を包括的に定めている。ここまですべてが利用の規定をしている。

第4条第4項では、第2項の規定により、別表第2で定めた事務について特定個人情報の利用を行う場合には、申請者から重ねて同一内容の情報の提出を受けることは制度の趣旨に添わないため、他の条例、規則等に書面の提出が義務付けられている場合には、当該書面の提出があったものとみなす旨を定めるもの。

最後に第5条です。条例の施行に際し、必要な内容を、今後規則で定めていく。まず、独自利用事務等を定めた別表第1の事務について、その事務の条例等に規定されている、医療費の助成に関する申請内容の審

査など、個別に事務内容を規則に定める。

また、別表第2に定めた事務および特定個人情報について、申請内容の審査など、個別の事務に必要な地方税法で定める市町村民税に関する情報などと個別に規則で定めていく。

<質疑>

二見

別表について、意味がよく分からなかった。確認であるが、別表第1、第2とは二宮町の条例であり、それを他市町は使えず、町独自の条例であるということを掲げているということではないのか。

企画政策課長

小児医療費助成、ひとり親家庭の医療費助成の事務が、番号法には個人番号を使用してよいとの定めがない。かなりの市町村でこの事務はやっているが、税社会保障に類する事務として、町ではこの事務をするために個人番号を使いたいということが条例の趣旨である。個人番号を使用することにより、町の事務の合理化、あるいは利用者の方が便利になるということを考え、条例として出させていただいた。この事務をしていても、今回条例をあげていないところもあるし、県内で見るとあげているところが多い。

議長

政策部長の話だと、この番号で全ての情報を横並びにするわけではなく、それぞれの情報と番号を合わせるだけということであった。例えば、別表第2で、特定個人情報、住民基本台帳法、地方税法と色々分かれているが、これを一覧で横並びにするわけではなく、それぞれが1つ、番号と地方税法などと解釈してよいのか。例えば、2番目住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、児童扶養手当とそれぞれの情報をデータベース化するのではなく、番号とそれぞれが1つということか。

また、税法と国民健康保険では、今だと漏れているところ、例えば、株式の譲渡で、特定口座でやると源泉徴収になると。そうすると、確定申告しなくてもいいと。確定申告をした人としなかった人ではそこで差が出てしまうという現状があり、それをなくすことをマイナンバー制度ですると。その部分をリンクし、どの部分をリンクしないのか。その辺りの説明をお願いしたい。

特定課題担当副主幹

まず、情報の横並びについてであるが、住民基本台帳は町民課の情報になる。地方税は税務課の情報にある。それぞれ個別に持っている情報を、他の課で照会するために番号を使用するという方法である。一覧表で管理するわけではない。

企画政策課長

証券について、来年の1月から証券口座に番号が使用されると報道されている。税から証券へ番号を使用して照会がかかるということになる。

議長

必要に応じて2つを比較する。ただし、管理はそれぞれ別々にすることによって理解した。

杉崎

番号法というのは、これを使用すると決まっているものもあるわけであり、それはどこで見れるのか。我々が知ることでもあるわけである、これ以外ないから、これを調べたということである。どの程度多岐に渡っているのか。

特定課題担当副主幹

まず、国の法律に個人番号法ができたわけであるが、別表第1に事務が記載されており、こちらでは98の事務が示されている。

例えば、住民基本台帳の事務や、地方税に関する事務などになるわけである。予防接種に関する事務についても法律に位置付けられている事務であるので、その辺りも規定されている情報である。

杉崎

写真が必要という情報があったが、生まれたばかりの赤ちゃんは写真も付ける必要があるのか。

特定課題担当副主幹

個人番号カードを作成する場合は写真の掲示が必要になるので、赤ちゃんでも必要。個人番号カードの場合、利用制限が設けられ、20歳以上の成人であれば10年間、それ以下であれば容姿の変動が大きいとして5年間と期間が設けられている。

休憩 11時07分

(傍聴議員の質疑：根岸議員・渡辺議員)

再開 11時10分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第41号を採決する。議案第41号を原案のとおり、可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。

よって議案第41号は可決と決定する。以上で議案第41号の審査を終了する。

③二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例(町長提出議案第44号)

<補足説明>

総務課長

それでは、二宮町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。今回の個人情報保護条例の改正については、番号法に町が保有する特定個人情報の保護について必要な措置を講ずるべき義務が規定されていることに基づき改正を行うものである。

資料 1 の新旧対照表に沿って改正要点の説明をする。

1 ページ目の平成 27 年 10 月 5 日より施行する「第 1 条関係」である。

第 2 条第 8 号は、「特定個人情報」という用語を新たに定義した。特定個人情報とは、番号法にも定義があるが「個人番号をその内容に含む個人情報」を言う。

第 9 条（利用及び提供の制限）である。第 1 項の改正は、特定個人情報の利用及び提供について、番号法に基づく制限があることから、別途制限を定める必要がある。このため、第 9 条第 1 項の 1 行目のかっこ書きにあるとおり、この条の個人情報から特定個人情報を除いたものである。

次に第 9 条の 2（特定個人情報の提供の制限）である。ただ今、第 9 条で除いた特定個人情報の提供については、番号法で認める場合を除き禁止されているので規定をした。なお、特定個人情報の利用の制限については、番号法による施行期日が異なるので、第二段目の改正で追加するので、後程説明をする。

次に第 14 条（利用停止請求権）。現行の条例における個人情報の「削除請求権」及び「中止請求権」を「利用停止請求権」にまとめる改正をした。「削除」と「中止」を「利用の停止、消去又は提供の停止」とした。国の個人情報保護法や番号法においても「利用停止請求権」として位置づけられているので法律との整合を図った。改正前の第 14 条の削除請求権は、改正後の第 14 条第 1 号で、改正前の第 15 条の中止請求権は改正後の第 14 条第 2 号で規定した。また第 3 号は特定個人情報の提供停止請求について、第 4 号は番号法で定める特定個人情報の収集、保管制限に違反した場合の利用の停止又は消去の請求について規定している。

第 17 条（請求に対する決定等）である。第 1 項の後段は、開示請求にかかる個人情報が存在しない場合の文書不存在の決定区分を新たに追加した。

次の第 17 条第 2 項は、開示請求にかかる個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開したのと同様に個人の権利利益を侵害する恐れがある場合に、個人情報の存否を明らかにせずに開示請求を拒む存否応答拒否の決定区分を新たに追加した。

第 18 条第 5 項は、個人情報の訂正を実施した場合において、必要がある場合は提供先に書面により通知をすることを新たに規定したものである。これは、国の個人情報保護法の同様の規定に準じて今回、整備をしたものである。

続いて、平成 28 年 1 月 1 日から施行する「第 2 条関係」である。第 9 条の 2（特定個人情報の利用の制限）。さきほど第一段目の「第 1 条関係」の第 9 条の改正で除いた特定個人情報の利用の制限について、根拠となる番号法の規定が平成 28 年 1 月 1 日からの施行となるので、ここで新たに追加をするもの。特定個人情報の利用の制限については、番号法の規定に基づき、第 1 項で規定しているとおりに、利用目的の範囲内の利用に限定され、目的外の利用はできないこととしている。ただし、次の第 2 項で規定しているとおりに、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合に、本人の同意等があれば目的外の利用ができる旨の除外規定を設けている。

次に第14条（利用停止請求権）。第3号は第9条の2で特定個人情報の利用の制限を追加したので、この規定に違反して利用された場合の利用の停止請求について追加をしたもの。

次に第19条（手数料等）。番号法では本人が自己の特定個人情報の正確性を含め確認をしやすいとする趣旨から経済的困難者等に対し手数料を減額、免除できる旨が規定されている。このことから、町の条例においても特定個人情報の写し等の交付に要する費用について減額、免除できる規定を設けたものである。

第25条（他の制度等との調整）。改正前の条例では、他の法令の規定で個人情報の開示等の手続きが定められているときは、この条例の開示手続きによる開示請求はできないこととしていた。番号法においては、本人が自己の特定個人情報の正確性を含め確認をしやすいとする趣旨であることから、特定個人情報の開示手続きに限り、他の法令で規定がある場合でも重複して町条例の開示手続きにより開示請求ができることを認めるようにしたものである。

続いて番号法附則第1条第5号に掲げる規定に基づき政令で定める日から施行する「第3条関係」。

第2条（定義）。第9号で「情報提供等記録」という用語の定義を新たに追加した。情報提供等記録は、番号法に規定する記録に記録された特定個人情報のことをいう。情報提供等記録は特定個人情報の一種で、総務大臣が設置する情報提供ネットワークシステムを利用して特定個人情報の照会・提供を行った時の記録のこと。

次に第9条の2（特定個人情報の利用の制限）は、第2項で特定個人情報の利用制限の除外規定を規定したが、「情報提供等記録」については、どのような場合であっても利用目的以外の利用は認められていないので、かっこ書きとして「(情報提供等記録を除く。）」という規定を追加した。

次に第15条（情報提供等記録の適用除外）。第一段目及び第二段目の改正において、第14条で利用停止請求権を位置づけたが、情報提供等記録については、番号法の規定に基づき、利用停止請求が認められていないので、第14条の利用停止請求権に対する適用除外の規定をしたもの。

次に第18条（開示の方法等）。第5項は、番号法の規定により、情報提供等記録を訂正した場合には、これを管理する総務大臣及び情報照会者または情報提供者に通知する必要があるため、かっこ書きのとおり規定を追加した。

<質疑>

二見

第19条第3項「経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、特定個人情報の写し等の交付に要する費用を減額し、又は免除することができる」というところの説明を具体的にお願いします。

庶務人事班長

手数料であるが、実際マイナンバーが施行され、各行政機関内や他の市町村と情報のやり取りというものが発生する。例えば転入、転出等の手続も番号を使用するわけである。そういった手続でマイナンバーを使用するということが想定されている。実際、自分の番号がどのよ

うな時、場面で使用されているのか確認したいということも事象として発生するわけである。そうした場合に、費用免除規定を規則でうたっていくわけであるが、例えば生活保護の方や、生活的にお金に苦しい方についても、お金がないから情報開示の請求ができないということのを避けるため、手数料の免除規定ということで、ここで新たに記載をしたものである。

二見 もう少し具体的に、何の手数料がいくらで、それがどの程度の減額になるのかを具体的に教えてほしい。

庶務人事班長 現行、個人情報の写しを交付する場合で、片面 1 枚につき 10 円、両面であれば 20 円実費負担としている。それを減免、減額の規定を設けようということである。

総務課長 個人情報の開示請求について、これは情報公開条例も共通であるが、まず、開示請求をすることに対する手数料を無料にすることを条例に明記をしている。開示請求そのものに対する手数料は発生していない。写しの交付については実費をいただくということで、それについては金額を規則に定めるとして運用しているのであるが、このコピー代について、生活保護の方や、経済的に苦しい方に対してはほぼ免除となる。その条件に合わせ、そこを減免するという趣旨の規定である。

二見 金額は分かった。私も生活が苦しいが、誰が決めるのか。

総務課長 運用基準については規則の中で、減免基準を定め、一例で申し上げたが、生活保護世帯等の所得の状況等を勘案し、該当になるかどうかを決める。ここは規則運用でさせていただきたいと考えている。

議長 利用停止に関して、その中身はこの番号そのものの利用停止なのか、それとも地方税の情報に関する利用停止なのか。
それからそれを判断する審査会というものはどのような構成をされて、どのようなものを決定するのか。

総務課長 まず、第 14 条の利用停止請求権のところについて、第 1 号、第 2 号については今現在も運用をしている。その後追加をした第 3 号、第 4 号、その後追加する規定が特定個人情報に対する停止ということになるが、前段の第 1 号、第 2 号について、一般の個人情報ということになるので、これは個人情報、前提としては、情報が誤っていた場合ということになるので、その前には訂正請求がされる場合もあるが、誤った情報については、その部分が利用停止となる。後段の第 3 号、第 4 号については、これは個人番号と、町が所有しているその他の個人情報を連携させ、これから業務を行うわけであるが、その連携させた際の個人情報部分の利用、提供を停止するということになる。個人番号そのものを停止するわけではない。連携した情報に誤りがあったり、削除の対象になるものがあつた場合については、この利用を停止した上で訂正するなり、削除するなりといったことになる。

また審査について、一義的には行政の判断となる。これは請求権となるので、開示、非開示と同じように、それぞれの請求に対し、行う、行わないの決定をする。その上で、その決定に不服がある場合には、開示請求と同様に、個人情報保護審査会で異議申し立てをしていただき、審査をした上で再決定をしていただくという流れである。

議長 不正に個人情報を使用された場合、利用停止はできるのか。また、不服の時の審査会であるが、それはどのように構成されるのか。

総務課長 第 14 条の利用の停止、提供の停止については、これ本人からの請求を前提としており、当然それがあつた場合、請求をした上で利用提供の停止としたということになるが、一方では不正があつた場合は行政機関も気づくわけである。町の方としても、分かればその時点で職務上の権限として停止する場合も考えられる。

それと、審査会のメンバーであるが、これは既に情報公開と個人情報保護審査会という形で設置をしている。その中の個人情報保護審査会で審査するが、構成メンバーとしては、専門職委員 3 名(弁護士・大学(法学系)の先生方) 町民代表(4 名)の計 7 名の委員で構成されている審査会である。

議長 個人番号が不正に使用されていて、その個人番号は当然変えるというような手続もできるのか。

総務課長 これは番号法の手続も絡むと思うが、本人からの申し出により、このような措置は取れるものと認識している。

休憩 11 時 30 分
(傍聴議員の質疑：小笠原議員)
再会 11 時 31 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長 それでは議案第 44 号を採決する。議案第 44 号を可決することに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員である。
よって議案第 44 号は可決と決定する。以上で議案第 44 号の審査を終了する。

これをもって、当委員会に付託された案件の審査を終了する。ご苦勞様でした。

閉会 11 時 32 分